

東京都アカガシラカラスバト保護増殖事業計画

平成18年 5月
東 京 都

計画改定の背景

アカガシラカラスバトは、小笠原諸島の常緑樹林地に生息している同諸島固有の鳥類である。種の保存法では「国内希少野生動物種」、文化財保護法では「天然記念物」に指定されている。本種は、台風による餌の減少、移入動物による捕食や餌の競合など、生息環境が悪化したなどの様々な要因によって個体数が減少した。

こうしたなか、東京都は平成12年度に「アカガシラカラスバト保護増殖事業計画」を策定し、本種の保護増殖事業を開始した。計画に基づき平成13年3月に父島で3羽を捕獲し、恩賜上野動物園へ搬送した。平成14年に初めて繁殖に成功した後も順調に増殖し、現在は計11羽を飼育している。

一方、生息地では、アカガシラカラスバト保護のため様々な取り組みが行われている。関東森林管理局では、移入種の排除、餌木の増殖・植栽や、サンクチュアリーを設定して繁殖期の利用制限を行うなど、生息地の保護に取り組んでいる。同時に、調査研究も進んでおり、平成14年10月に初めてアカガシラカラスバトの島間移動が確認されるなど、これまであまり明らかでなかったアカガシラカラスバトの生態について、新たな知見が得られてきている。

しかし、現地での生息数は依然として少なく、絶滅の危機にさらされている状況にある。

アカガシラカラスバトは、種の保存法に基づいた保護増殖計画を策定し、各関係機関が協力して保護増殖を進めることが望ましいが、現段階では策定されていない。

以上のような状況をふまえ、事業開始時とアカガシラカラスバトを取り巻く状況も変化していることから、都が各関係機関と協力して本事業を進めていくために、ここに改めてアカガシラカラスバト保護増殖事業計画を策定するものである。

計画の目標

アカガシラカラスバトが自然状態で安定して存続できる状態になることを目標とする。

計画の区域

小笠原諸島における本種の分布域とする。

計画の期間

目標を達成するまでの期間とする。

生態及び生息状況（これまでの知見）

- ・アカガシラカラスバトはカラスバト 3 亜種のひとつであり、小笠原諸島のみ分布している。
- ・シマホルトノキ・ムニンシロダモ・モクタチバナ・アコウザンショウなどの樹木の種子を好んで食べる。ただし、ガジュマル・キバンジャクロウなど外来種、パッション・トウガラシなど栽培種も食べる。
- ・繁殖期間は 10 月から 3 月ごろまでであり、樹木種子の熟期に合わせていると考えられている。

また、本事業の開始後、新たに以下のような知見が得られている。

- ・現在、小笠原諸島全体の推定個体数は 40 羽以下である。
- ・飼育下では年に複数回繁殖しており、餌環境がよければ、現地でも年に複数回繁殖している可能性がある（以上、関東森林管理局 平成 17 年 3 月）
- ・標識調査により、平成 14 年 10 月に島嶼間（父島 - 弟島）を移動していることが判明した。続いて平成 15 年には母島 - 父島間や、父島 - 髯島間の移動も判明したことから、島間移動が日常的に行われている可能性がある（小笠原自然文化研究所 平成 16 年 3 月）
- ・火山列島では、季節を問わず複数個体が確認されており、繁殖している可能性もある（東京都環境局 平成 17 年 3 月）

しかし、非繁殖期である 4 月から 9 月ごろは個体の確認が難しく、この時期の生息状況がほとんど明らかになっていない。

保護管理の取り組み

1．調査研究

（1）方針

アカガシラカラスバトの生息分布域において、生息状況や繁殖状況等の動向を継続的に把握するとともに、アカガシラカラスバトを取り巻く生態系との関係を調査し、生息に影響を与えている要因を明らかにする。

（2）生息状況等調査

これまで、林野庁関東森林管理局や NPO 法人小笠原自然文化研究所などで、アカガシラカラスバトの継続的な調査が実施されてきている。特に標識調査を開始してからは、さまざまなことが明らかになってきている。各主体で行われているこれらの調査が継続して円滑に行えるよう、積極的に協力するとともに、調査結果について、関係者間での共有化を図ることができるよう協力を求めていく。

2．生息環境の整備

（1）方針

アカガシラカラスバトが自然状態で安定して存続するために、移入種の排除など、

アカガシラカラスバトに影響を与えている要因を取り除き、生息地を含めた生態系全体を良好な状態に保つよう整備する。

(2) ネコ対策

ネコは小笠原諸島には本来生息していない外来種であるが、一部野生化したネコがアカガシラカラスバトの主要な繁殖地周辺での生息が確認されており、繁殖地からのネコの排除は緊急課題となっている。

ネコ対策については、これまで主体的に実施してきている小笠原村の野ネコ対策事業が継続して行えるよう支援するとともに、繁殖地からのネコの排除に向けて関係機関と協力する。

(3) ネズミ対策

小笠原諸島には、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミの生息が確認されており、このうち森林地域には主にクマネズミが生息している。クマネズミは、アカガシラカラスバトが餌とする樹木種子を食害し、餌の競合を引き起こしている。また、樹木種子の食害により樹木の天然更新も阻害されている状況にある。

ネズミ対策については、ネズミの排除方法や、ネズミから餌を守る方法等を検討し、アカガシラカラスバトの主要な繁殖地を中心に対策を実施する。

(4) 食餌植物の育成など

アカガシラカラスバトが自然状態で安定して存続するためには、生息地としての樹林地を含め生態系全体を良好な状態に保つことが重要である。しかし、現在はアカギなどの移入種が現地の繁殖地に繁茂し、餌木となる樹木が良好に生育できない状況にある。

関東森林管理局では、食餌植物の増殖・植栽、アカギの駆除、人工水場の設置、父島でのサンクチュアリーの設定などを実施しており、このような取り組みを継続して実施していけるよう協力、支援していく。

3. 人工繁殖

(1) 方針

アカガシラカラスバトの人工繁殖は、生息地における個体数の維持・拡大を基本とするが、生息数が少なく、個体群が不安定な状態であることをふまえ、捕獲して人工的に増殖させ、現地へ再導入することを目的として、平成 13 年から恩賜上野動物園にて人工繁殖が行われている。

生息域外での人工繁殖を進め、継続して種を系統保存することによって絶滅を回避するとともに、繁殖個体による補強的再導入を実施する場合に備え、遺伝的多様性・感染症・行動特性等にも配慮し、現地の環境において自然繁殖が可能な個体を増殖することを目標とする。

(2) 飼育下での繁殖

恩賜上野動物園においては、平成18年1月現在、9個体の繁殖に成功し、11羽の個体を飼育している。現地に放鳥することのできる健全な個体の増殖を進め、飼育技術を確立させていく。また、飼育個体の伝染病等の危険性を分散するためにも、恩賜上野動物園内でも複数の施設での飼育を行うとともに、多摩動物公園など、他の施設においても人工増殖の取り組みを検討・実施していく。

(3) 現地増殖施設の設置及び人材の育成

飼育下の個体を現地の環境へ馴化させ、放鳥時の拠点にもなり、また、現地に放鳥する個体を増殖することのできる施設の設置について検討・実施する。合わせて、現地において個体の飼育ができる人材の育成等についても検討・実施する。

(4) 繁殖個体の放鳥

野生個体群の生育状況調査の結果によって放鳥の必要性が判断され、現地での増殖の結果、野生下でも繁殖可能な健全な個体が準備でき、現地に十分な生息環境が整備されたと判断した場合、放鳥を行う。放鳥個体については、放鳥後の現地での行動様式等について継続したモニタリング調査を行う。

4. 普及啓発

(1) 方針

アカガシラカラスバトを保護するためには、関係機関のみならず、地域住民や観光客など国民の理解と協力が不可欠である。このため、アカガシラカラスバトの生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発事業を推進し、アカガシラカラスバトの保護に関する配慮と協力を呼びかける。

(2) 具体的施策

- ・恩賜上野動物園をはじめ、都立の動物園および父島ビジターセンターにおいて、小笠原諸島の自然の魅力とその危機および保全にむけた取り組みを展示、公開する催しを開催する。
- ・東京都ホームページや村の広報誌などを活用し、積極的な広報および情報公開に努める。
- ・アカガシラカラスバトをとりまく状況や問題点などを訴えるパンフレットを作成する。

5. 計画の実施体制

(1) 計画の見直し

現地の生息状況や生息環境は常に変化しており、また、人工繁殖の進捗状況によっても、計画の評価・検討が必要となる。このため、本計画は必要に応じて随時見直し、修正するものとする。

(2) アカガシラカラスバト保護増殖事業検討会

本計画を効果的に実施するにあたり、専門的な知識と関係者の意思統一を図るため、アカガシラカラスバト保護増殖事業検討会設置要綱に基づき、学識経験者や研究者、各関係機関からなるアカガシラカラスバト保護増殖事業検討会を設置し、事業に対する意思統一を図り、事業が効率的に実施されるよう努める。

(3) 保護増殖事業計画の策定

種の保存法に基づく本種の保護増殖事業計画の早期策定を国へ働きかける。保護増殖事業計画の策定後は、本計画と整合性をとり、十分に連携して、本計画にある各事業を展開していく。

(4) 事業推進のための理解および協力

事業の推進にあたっては、現地住民をはじめとする関係者の十分な理解と協力が必要である。事業を効果的に実施するために、関係機関との十分な意思統一を図るよう努める。